

町長の今日



2月9日、「安全・安心まちづくり」益城町集会であいさつする住永町長

1月16日から2月15日までの 主な動き

1月

- 16日：課長会議
経営会議
- 17日：中央ブロック消防広域化会議
- 18日：郡町村会町長定例会議
- 19日：民協例会
民生児童委員協議会新年懇親会
- 20日：百歳表彰
交通安全協会・安全運転管理者等協議会
合同新年意見交換会
- 22日：第58回益城町消防団出初式
県体協団体長・理事長会議
- 23日：給食週間行事(津森小学校)
- 24日：上益城広域連合正副連合長会議
町商工会新年懇談会
- 25日：熊本東税務署管内地区税務協議会総会
- 26日：町職員年金者連盟新年会
- 27日：全国高等学校ロボット競技大会優勝祝賀会
町商工会青年部新春例会
- 28日：第15回町人権フェスティバル
- 29日：第29回熊日都市対抗女子駅伝大会

2月

- 1日：事務連絡会議
くまもと春の植木市開会式
町国民健康保険運営協議会
- 2日：心配ごと相談員研修会
- 6日：町青少年問題協議会
一般社団法人くまもと21の会新年交流会
- 7日：教育委員会
- 9日：「安全・安心まちづくり」益城町集會
- 10日：予算査定
- 11日：第3回まちサポ登録団体活動発表会
- 12日：第38回郡市対抗熊日駅伝大会
- 13日：高遊原南消防組合管理者会議
- 14日：福祉団体スポーツ大会
熊本空港ビルディング株式会社取締役会
- 15日：益城町及び御船町中小学校組合議会
土地改良事業団体連合会上益城支部協議会



●**高齢者・知的障がい者の消費者トラブル**
高齢や病気が原因で判断力の不十分な人が、不要なりフォーム工事契約を次々と結ばされたり、理解が難しい投資取引や詐欺まがいの利殖話に誘い込まれて、生活資金まで奪い取られる事件が多発しています。
老後のお金や健康等に対する不安、さらに、一人暮らしの場合には、孤独感から親切にしてくれる人を信用し、情に訴えられると断れない優しさにも付け込ま

かしこい消費者

契約をめぐる基礎知識

判断力不十分者の契約

熊本県消費生活センター ☎383-0999
役場住民生活課 消費生活相談窓口 ☎286-3111 内線111-112
消費者地域相談員 遠山美智子 ☎286-4125 大塚慶子 ☎286-4792
富田セツコ ☎286-6525 吉村静代 ☎286-5914

●**特別法による配慮**
このような高齢者や知的障がい者の消費者被害に対し、特定商取引法では「老人その他の者の判断能力の不足に乘じ、契約を締結させること」を違法または不適正な行為としています。しかし、高齢である、あるいは知的障がい者であるということだけでは、簡単には被害を回復することはできません。
●**意思無能力と成年後見制度**
契約上の責任が発生するためには、自

分の行為の意味を理解し判断できる能力を備えていることが必要です。判断能力のない人が行った契約は無効です。しかし、実際には、契約をしたときに判断能力がなかったことを証明するのはとても困難です。そこで、民法では成年後見制度を設けて、家庭裁判所の審判を受けた人の契約を、一定の範囲で取り消すことができることにしています。判断能力が衰えた高齢者や知的障がい者は、この制度を利用することにより、被害を防止し、回復を容易にすることができます。
●**家族・地域を守る**
高齢者・知的障がい者の消費者被害は、本人が気付いていない場合が少なくなく、また、気づいていてもなかなか助けを求めてきません。そこで、家族や地域の人々が協力して、消費者被害にあわないよう注意をしていくことが必要です。
(国民生活センター発行「くらしの豆知識」より)